

## 第四次恵庭市教育大綱について（骨子）

### 1 教育大綱の位置付け

- 教育大綱は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されており、恵庭市総合教育会議において協議したうえで策定。
- 教育大綱は教育の推進に関する基本的な考え方を示すもので、「恵庭市学校教育基本方針」や「恵庭市生涯学習基本計画」などの具体的な計画の根拠とするもの。

### 2 教育大綱の期間

- 令和8年度～令和17年度の10年間とし、5年経過時に必要に応じて見直しを図る。

### 3 教育大綱の基本目標

- 基本目標：ふるさとに誇りを持って 健やかに成長し 人と文化が育まれるまち
- 目標1：子どもや若者が健やかに成長できる環境づくりを進めます
- 目標2：子どもの発達段階に応じた連続性のある学びと育ちを支え、子ども一人ひとりの可能性を伸ばす教育を推進します
- 目標3：読書活動や体験活動など、さまざまな学びの機会を通じて「生きる力」を育みます
- 目標4：学校・家庭・地域が一体となり、子どものたちの可能性を開花させる取り組みを推進します
- 目標5：誰もが恵庭の歴史や文化を学び続けられ、芸術や音楽に親しめる環境づくりを進めます

参考：第三次恵庭市教育大綱

- 基本目標：人が育ち文化育むまちづくり
- 目標1：心豊かな思いやりをもった子どもの育成を図ります
- 目標2：子どもの自立成長を促す学校教育を目指します
- 目標3：手を取り合い創造性を育む文化芸術を築いていきます
- 目標4：夢と健康を育むまちづくりを進めます
- 目標5：地域で子どもを育む環境づくりを進めます

### 4 今後のスケジュールについて

- 教育委員会（1月上旬）：第四次教育大綱（素案）協議
- 総合教育会議（1月下旬）：第四次教育大綱（案）協議
- パブリックコメント：総合教育会議後に実施
- 総務文教常任委員会（第1回定例会）：第四次教育大綱（案）報告
- 総合教育会議（3月下旬）：第四次教育大綱策定